

芝園小学校及び芝園中学校・中央小学校・
新庄北小学校包括管理業務委託
公募型プロポーザル募集要領

令和4年9月29日

富山市

<目次>

1. 事業の趣旨	1
2. 事業の概要	1
3. 入札参加者の資格	2
4. 参加に関する留意事項	5
5. 事業全体スケジュール	6
6. 配布資料	10
7. 審査及び提案項目	10
8. 契約に関する事項	14
9. 予想されるリスクと責任分担	15
10. 担当窓口について	15

1. 事業の趣旨

富山市（以下「本市」という。）では、芝園小学校及び芝園中学校・中央小学校・新庄北小学校をPFI手法で整備し、建築物及び付帯設備等の維持管理業務を民間事業者において実施している。

本市では、これまで異なる民間事業者で3校の維持管理を行っていたが、維持管理コストの抑制を図るため、3校を包括的に民間事業者へ委託し、民間事業者の優れたノウハウを活用することで、建築物及び付帯設備等の安全性を確保しながら、効果的かつ効率的に維持管理業務を進めていくこととする。

2. 事業の概要

(1) 事業名称

芝園小学校及び芝園中学校・中央小学校・新庄北小学校包括管理業務委託

(2) 事業方式

本事業の事業方式は、業務委託（包括管理業務委託）とする。

(3) 事業対象校と管理業務期間

ア 芝園小中学校：令和5年度～令和11年度（7年間）

イ 中央中学校：令和5年度～令和11年度（7年間）

ウ 新庄北小学校：令和7年度～令和11年度（5年間）

(参考) 対象校ごとの管理業務期間

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
芝園	○	○	○	○	○	○	○
中央	○	○	○	○	○	○	○
新庄北	対象外	対象外	○	○	○	○	○

注：○印の付いた年度を管理業務期間の対象とする

(4) 契約期間

契約締結日は、事業者提案を基に協議して定める。

契約期間は、契約締結日から令和12年3月31日（予定）までとする。

(5) 発注者

富山市教育委員会事務局学校施設課

(6) 事業内容

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ③ 外構等維持管理業務

- ④ 環境衛生・清掃業務
- ⑤ 警備保安業務
- ⑥ 修繕業務

(これら事業内容の実施のため、入札参加者が協力企業を選定するにあたって、富山市内に本店を有する企業を積極的に活用すること。)

詳細は「芝園小学校及び芝園中学校・中央小学校・新庄北小学校包括管理業務委託 要求水準書」による。

(7) 提案限度額

【総額】 504,200,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)

(参考) 【総額】 は、下記①～③を合計した金額である。提案の際、学校ごとに①～③の金額を超えてもよいが、全体として【総額】は超えてはならない。

- ① 芝園小中学校：37,600,000円/年
(令和5年度～令和11年度(7年間)の合計額263,200,000円)
- ② 中央中学校：18,500,000円/年
(令和5年度～令和11年度(7年間)の合計129,500,000円)
- ③ 新庄北小学校：22,300,000円/年
(令和7年度～令和11年度(5年間)の合計111,500,000円)

※税制度に変更があった場合は市と協議する。

3. 入札参加者の資格

入札参加者は、参加表明書提出時点で、以下に示す資格要件を全て満たすこと。

入札参加者・構成企業・協力企業の定義

入札参加者	本事業への参加表明を行う単体企業もしくは共同企業体
構成企業	入札参加者(共同企業体)の構成員となる企業
協力企業	入札参加者から業務を直接受託または請負う企業

(1) 富山市競争入札参加資格者名簿への登録

ア 入札参加者は、富山市内に本店、支店もしくは営業所を有し、令和4年9月29日時点で富山市に富山市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。ただし、参加申請(公募)の締切り期限までに本市の競争入札参加資格審査に関する書類が提出されており、不備のないことが確認され、受託候補者特定時までは競争入札参加資格者名簿登録されている見込みがある者を含む。(見込み証明として、契約課へ提出した入札参加資格審査申請の写しを提出すること。)

イ 共同企業体での参加の場合は、契約課にて参加申請(公募)の締切り期限までに共同企業体としての富山市競争入札参加資格者名簿登録の申請を行い、不備のないことが確認されており、受託候補者特定時までは競争入札参加資格者名簿登録されている見込みがある者であること。(見込み証明として、契約課へ提出した入札参加資格審査申請の写しを提出すること。)

ウ 共同企業体を構成する全ての企業は、契約課にて参加申請（公募）の締切り期限までに共同企業体としての富山市競争入札参加資格者名簿登載の申請を行い、不備のないことが確認されており、受託候補者特定時までには競争入札参加資格者名簿登載されている見込みがある者であること。

エ 入札参加者は上記ア及びイにより、富山市競争入札参加資格者名簿に【業務委託：その他】として登載されていること。なお、共同企業体での参加の場合は、構成企業の全てが富山市競争入札参加資格者名簿に【業務委託：その他】で登録されていること。

(2) 入札参加者のうち代表事業者は、本業務の総括責任者として、ビルメンテナンス等の業務責任者として自社で通算5年以上の実務経験を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力が堪能で、コミュニケーション能力を有する者を選任すること。

(3) 入札参加者のうち代表事業者は、業務遂行、緊急対応及び連絡・調整・打ち合わせ等に関し、迅速に対応できる体制を構築するため富山市内に拠点を設けること。

(4) 入札参加者は、「5. 事業全体スケジュール」の「(2) 参加表明書及び提案資格確認書類の提出」の「イ 提出書類」に示す提出書類により、本業務内容を十分に遂行できると認められるものであること。

(5) 別紙「芝園小学校及び芝園中学校・中央小学校・新庄北小学校包括管理業務委託 要求水準書」に記載された内容の事業実施が可能な包括管理業務を行う能力を有すること。

(6) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）第30条に基づく破産手続き開始の決定がなされていないこと。

オ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行もしくは国税、地方税その他の公課について滞納処分を受け、支払いが不能となっていないこと。又は第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条の規定に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条の規定に基づく再生手続開始の決定の事実がないこと。

キ 会社法（平成17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。

ク 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。

①親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）

③一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

④一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ケ 直近1年間に国税、地方税の滞納をしていないこと。

コ 過去において、以下の行為をしていないこと。

①本市との契約の履行にあたり、故意に施工もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。

②本市が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者。

③本市との契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

④本市の監督又は検査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定によるもの）の実施に当たり職員の執行を妨げた者。

⑤本市との契約において正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

サ 次に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。

①暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下暴対法）第2条第2号に規定する団体を指す。

②暴力団員とは、暴力団の構成員（暴対法第2条第6号）を指す。

③暴力団準構成員とは、暴力団以外のものであって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ以下のいずれかに該当する者を指す。

(a)暴力団の威力を背景に暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれのある者。

(b)暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。

シ 入札参加者資格を確認する様式等（5. 事業全体スケジュール（2）に記載）に虚偽の記載をした者、又は重要な事実の記載をしなかった者でないこと。

ス 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者もしくは妨げた者でないこと。

4. 参加に関する留意事項

（1）費用負担

参加に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。また、入札参加者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

（2）提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの入札参加者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。また、本市は入札参加者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。（富山市情報公開条例に基づく公開を除く）。

（3）特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、施工材料等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

（4）本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。

（5）入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は1つの提案しか行うことができない。

（6）異議申し立ての禁止

入札参加者は、質問提出期限後、本実施要領及び要求水準書等について、不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 複数の入札参加者の構成企業となることの禁止

1 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることはできない。ただし、受託候補者（優先交渉権者）の特定後に、優先交渉権を得られなかった入札参加者の協力企業が、受託候補者（優先交渉権者）からの業務を受注することを妨げない。その場合は、事前に市の承諾を得ること。

(8) 構成企業の変更の禁止

入札参加者の構成企業の変更は認めない。

(9) 提出書類の変更の禁止

入札参加者は、提出した書類の変更、差し替え、追加提出、再提出はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(10) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格となる。

- ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないとき。
- イ 記載すべき事項の全部が記載されていないとき。
- ウ 虚偽の内容が記載されているとき。
- エ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたとき。
- オ 資格要件を満たさないことが判明したとき。
- カ 提案限度額を超えるとき。
- キ 参加表明書の提出期間以後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に指名停止になったとき。

(11) 情報公開

情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争性の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものなどを除き公開することがある。

5. 事業全体スケジュール

(1) 本事業は、以下の日程（予定）にて実施する。

	項目	日程
01	募集要領の公表（富山市ホームページ発表）	令和4年9月29日
02	募集要領に関する質問の受付	令和4年9月29日～10月4日
03	質問に対する回答	令和4年10月12日
04	参加表明書及び提案資格確認書類の受付	令和4年9月29日～10月14日
05	提案資格確認通知書及び提案書提出要請書の	令和4年10月20日発送

	送付	
06	提案書の受付	令和4年10月25日～11月15日
07	プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年11月29日（予定）
08	選考結果通知、受託候補者の特定	令和4年12月中旬～下旬
09	契約締結	令和5年1月下旬
10	事業開始	契約締結時
11	事業完了	令和12年3月31日（予定）

(2) 参加表明書及び提案資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び提案資格確認書を提出すること。

また、あわせて電子データも提出すること。

ア 受付期間

令和4年9月29日（木）～10月14日（金）

持参の場合：10月14日（金）午後3時まで

郵送の場合：10月14日（金）必着とし、簡易書留にて郵送。

なお、受付箇所は「10. 担当窓口について」を確認のこと。

イ 提出書類

次に掲げる提出書類に（④～⑩については各々書類符号を記した表紙と）インデックスを付け、ダブルクリップに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 様式及び提出書類チェックシート
- ③ 会社概要書（様式第1号の2）
- ④ 共同企業体構成表（様式第1号の3）
- ⑤ 資本関係・人的関係に関する調書（様式第1号の4）
- ⑥ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第1号の5）
- ⑦ 役員等氏名一覧表（様式第1号の6）
- ⑧ 商業登記簿謄本（構成企業も要提出）

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたものとする。

- ⑨ 納税証明書（構成企業も要提出）

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本店所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

- ⑩ 総括責任者実務経験実績表（任意様式）

以下の項目を網羅した業務実績表を提出すること。

ビルメンテナンス等の業務責任者として自社で通算5年以上の実務経験を証明できる書類（業務責任者届や契約書の写し等）を添付すること。

ウ 提案資格確認通知書及び提案書提出要請書の送付

提案資格確認通知書は、文書（郵送）で本市から入札参加者に通知する。なお、提案資格が確認された者については、次のとおり提案書提出要請書及び「6. 配付資料」を代表者宛に郵送する。

- ・通知日 令和4年10月20日（木）に発送
- ・資料発送日 令和4年10月20日（木）に発送

エ 詳細検討用資料の送付

本要領「6. 配布資料」の「(11) 詳細検討用資料」にあるとおり、提案要請書を通知した応募者（代表事業者）に対し、提案書類等の作成に必要な次の詳細検討用資料を担当窓口より電子データで配布する。

- ①「維持管理業務一覧表」

(3) 質問と回答について

本募集要領等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第7号）を期日中に提出すること。

ア 受付期間

令和4年9月29日（木）～10月4日（火）午後3時まで（必着）

イ 質問書の提出方法及び提出先

質問書の受付はデータ（Word形式、押印なし）を電子メールで提出することとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出（送信）する。なお、電子メール送信後、電話等での電子メールの到着を確認すること。提出先は「10. 担当窓口について」を確認のこと。

ウ 質問の回答について

提出された質問を取りまとめて、令和4年10月12日（水）に本市ホームページで公表することとし、口頭による対応は行わない。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。ただし、質問者の競争上の利益、地位を侵すおそれがあると判断した場合には質問者のみに回答することがある。

(4) 提案書の提出

提案書提出要請書を通知された入札参加者で、プロポーザルへの参加を承諾する者は、参加意思確認書（様式第4号）と、本市が提供する「要求水準書」及び「6. 配付資料」に示す資料を基に、提案書を作成し担当窓口へ提出すること。

ア 受付期間

令和4年10月25日（火）～11月15日（火）

持参の場合：11月15日（火）午後3時まで

郵送の場合：11月15日（火）までに必着とし、簡易書留にて郵送。

なお、受付箇所は「10. 担当窓口について」を確認のこと。

イ 提出書類・作成要領

提案時の提出書類は、次に示す提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを各11部（正本1部、副本10部）提出すること。また、あわせて電子データも提出すること。

- ① 提案書表紙（様式第8号の1）
- ② 事業方針（様式第8号の2）
- ③ スケジュール（様式第8号の3）
- ④ 業務体制（様式第8号の4）
- ⑤ 自由提案（様式第8号の5）
- ⑥ 実績（様式第8号の6）
- ⑦ 企業の健全性（様式第8号の7）
- ⑧ 施設管理全般業務における業務品質の向上と効率化（様式第8号の8）
- ⑨ 定期保守点検業務、修繕業務における業務品質の向上と効率化（様式第8号の9）
- ⑩ 地域活性化（様式第8号の10）
- ⑪ 見積金額及び積算内訳（様式第8号の11）

ウ 作成時の注意事項

応募者は、特段の記載がなくても、本市が示す業務の内容に十分に留意した上で提案書を作成すること。

- ①使用する言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。
- ②フォントは MS 明朝体 11.0 ポイントで統一すること。
- ③各提案書類には、各ページの下中央部に符号と通し番号を付番し、右下に本市が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載すること。
- ④各提案書類には、事業者名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。
- ⑤A4にて記載が困難な部分は、A3でも構わないが、A4の大きさに折って綴じこむこと。⑥受付後の追加及び修正は原則として認めない。

エ 作成要領

様式集の各項目の記述条件や注意事項を満足し、具体的な提案書を作成すること。また、「⑪見積金額及び積算内訳（様式第8号の11）」は、積算内訳の項目は、省略せずに内訳金額を記入し、一括して金額計上するなど詳細が判断できない記載方法としないこと。

なお、消費税込みの金額を記載すること。（単位：円）

①3校合わせた7年間の総合計額を計上すること。

②追加サービス、諸経費、その他費用等については必要に応じて計上する。

① 提出部数

- ・提案書（様式第8号の1～11） 11部（正本1部、副本10部）
- ・電子データ 1式

なお、次のいずれかの形式で表示、印刷できるものとする。

- ・Microsoft PowerPoint ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel ・Acrobat Reader（PDF）

② 留意事項

- ・提案内容については、本審査のヒアリングにおいて内容を再度確認するものとし、その際に回答内容に食い違いがある場合は、評価において補正を行う場合がある。
- ・なお、当該提案内容は提案書に提示した予定金額の範囲で提供されるものとし、追加費用は認めない。

(5) 参加を辞退する場合

提案書提出要請書を交付された入札参加者で、プロポーザルへの参加を辞退する者は下記期日までに参加意思確認書（様式第4号）を1部、担当窓口へ提出すること。

持参の場合：10月31日（月）午後3時まで

郵送の場合：10月31日（月）までに必着とし、簡易書留にて郵送。

なお、これを理由に指名停止をするなど不利益な取り扱いはしない。

6. 配布資料（様式、資料）

- (1) 募集要領及び要求水準書
- (2) 参加表明書（様式第1号）
- (3) 様式及び提出チェックシート
- (4) 会社概要書（様式第1号の2）
- (5) 共同企業体構成表（様式第1号の3）
- (6) 資本関係・人的関係に関する調書（様式第1号の4）
- (7) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第1号の5）
- (8) 役員等氏名一覧表（様式第1号の6）
- (9) 質問書（様式第7号）
- (10) 提案書（様式第8号の1～11）
- (11) 詳細検討用資料

※ (1)～(10)については本市ホームページからダウンロード可能。

※ (11)については提案書提出要請書とともに入札参加者に送付する。

7. 審査及び提案項目

- (1) 芝園小学校及び芝園中学校・中央小学校・新庄北小学校包括管理業務委託受託候補者選考委員会
受託候補者（優先交渉権者）の特定は、別に定める芝園小学校及び芝園中学校・中央小学

校・新庄北小学校包括管理業務委託受託候補者選考委員会（以下「選考委員会」とする）が行う。

(2) 書類・プレゼンテーション審査

選考委員会は、入札参加者からの提案（提案書、プレゼンテーション）について、別に定める評価基準に基づき審査を行う。

また、入札参加者が多数あり、受託候補者の特定に支障があると認められる場合には、選考委員会において提案書の第一次審査を行う。この場合、合計点が100点以上の提案についてのみプレゼンテーション審査を実施する。

(3) 受託候補者（優先交渉権者）の特定

選考委員会の審査における合計点がもっとも高い入札参加者を受託候補者（優先交渉権者）として特定する。合計点が同点の場合は、価格点の高い応募者を受託候補者（優先交渉権者）として特定する。また、書類・プレゼンテーション審査に進んだ入札参加者が1者であった場合、分類：事業費以外の点数が84点以上（満点140点）あれば、当該入札参加者を受託候補者（優先交渉権者）として特定する。入札参加者が同点の場合は、施設管理全般業務における業務品質の向上と効率化の点数の高い者を、受託候補者（優先交渉権者）として特定する。

(4) 提案項目

提案の項目と配点は以下のとおり。

分類	細分類	提案内容	配点		提案様式
企画力	事業方針	次の観点に留意し、提案してください。 ①業務開始（契約締結）までの準備期間中の業務の進め方 ②本業務を進めるための全体的な業務の進め方 ③施設の建築物保守管理業務、建築設備・厨房機器等保守管理業務、外構等維持管理業務、環境衛生・清掃業務、警備保安業務、修繕業務に関して適正かつ効率的に遂行するための業務手法及び進め方	20	50	第8号の2
	スケジュール	①業務開始（契約締結）までの準備期間中の業務スケジュール	20		第8号の3

		②業務開始（契約締結）後の年間スケジュール			
	業務体制	1 本業務を総括管理する体制 2 下記の業務を遂行する体制 ①建築物保守管理業務 ②建築設備・厨房機器等保守管理業務 ③外構等維持管理業務 ④環境衛生・清掃業務 ⑤警備保安業務 ⑥修繕業務	10		第8号の4
独自性	自由提案	本業務の要求水準書等に記載している以外に独自のノウハウや追加サービスなどの付加価値提案について記載。なお、付加価値提案に必要な経費は、見積金に計上すること。（特にない場合は、「要求水準書のとおり」として提出。）	20	20	第8号の5
遂行力	実績	過去5年間における公共施設又はオフィスビル等の維持管理業務の実績を提示してください。	10	50	第8号の6
	企業の健全性	事業を継続するうえで、財務状況を提示してください。 また、保険に加入するなど、リスクへの対応方法について具体的な提示をしてください。	10		第8号の7
	施設管理全般業務における業務品質の向上と効率化	本業務における施設管理全般に対する業務品質の向上や効率化を図るための考え方や仕組みを具体的に記載する。なお、下記の内容は必ず記載すること。 ①包括管理委託による施設管理の業務品質の向上や更なる効率化について	20		第8号の8
	定期保守点検業務、修繕業務における業務品質の向上と効率化	本業務における定期保守点検（建築物、建築設備・厨房機器、外構）、修繕業務に対する業務品質の向上や効率化を図るための考え方や仕組みを具体的に記載する。なお、下記の内容は必ず記載すること。	10		第8号の9

		①定期保守点検についての効率化の方法 ②修繕について費用低減につながる方法			
地域性	地域活性化	市内事業者の積極的な活用について提示してください。	20	20	第8号の10
事業費	見積金額及び積算内訳	見積書を提示してください。 様式は自由ですが、以下の点について留意してください。 <u>なお、消費税込みの金額を記載すること。</u> （単位：円） <u>①3校合わせた7年間の総合計額を計上すること。</u> ②追加サービス、諸経費、その他費用等については必要に応じて計上する。 採点方法 20点×入札参加者の中の最低提案額 ÷ 提案額 (小数点以下切り捨て)	20	20	第8号の11
合計			160	160	

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 日時と場所

令和4年11月29日（火）（予定）

なお、時間や場所については提案書提出要請書を送付した入札参加者へ個別に通知する。

イ 進行

所要時間は入札参加者につき30分程度で、以下の進行とする。

- ・提案書、プレゼンテーション資料に基づく入札参加者からの説明（20分程度）
- ・ヒアリング（10分程度）

ウ その他

- ・プレゼンテーション資料は、令和4年11月15日（火）までに担当窓口へ提出すること。また、電子データでも提出すること。

ただし、形式は次のいずれかとする。

- ・Microsoft PowerPoint ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel ・Acrobat Reader (PDF)

持参の場合：11月15日（火）午後3時まで

郵送の場合：11月15日（火）までに必着とし、簡易書留にて郵送。

- ・プレゼンテーションの参加人数は5名程度とする。
- ・プレゼンテーションは、事前に提出した提案書及びプレゼンテーション資料により行なうこと。
- ・プレゼンテーションの際、入札参加者は必要に応じて本市が用意したパソコン、プロジェクター、スクリーン、ポインターを使用することができる。
- ・事前に提出した提案書及びプレゼンテーション資料の内容に係る修正は認めない。

（6）失格要件

次の失格要件に該当する者と認められた場合は、選定対象から除外もしくは審査の上失格とする。

- ①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ②他の応募者と提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して提案の内容を意図的に開示すること
- ④期限までに書類が提出されないこと
- ⑤提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑥審査の公平性に影響を与える行為を行うこと

（7）審査結果の通知

ア 審査結果は入札参加者（代表企業）にプロポーザル結果通知書により通知し、電話等による問合せには応じない。

イ 審査の結果、非特定となった入札参加者は、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く）以内に、プロポーザル結果通知書に基づき、候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。なお、異議申し立てはできない。

ウ 審査結果は、本市のホームページに掲載する。

エ 特定された受託候補者名及び所在地については、報道発表する場合がある。

8. 契約に関する事項

（1）契約の時期（予定）

令和5年1月下旬

（2）契約協議について

受託候補者（優先交渉権者）の特定後、契約協議を行う。

なお、受託候補者（優先交渉権者）との契約協議が整わない場合、次点の入札参加者と同様の協議を行うことがある。

(3) 契約の方法

富山市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、要求水準書及び提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結しないことがある。

(4) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う

(5) 契約書案

「業務委託契約書（案）」のとおり

(6) 繰り上げによる契約候補者の決定

契約候補者が契約締結までに「3. 入札参加者の資格」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合または協議が整わなかった場合においては、選定結果が次点の者から順に繰り上げて新たな契約候補者とする。

9. 予想されるリスクと責任分担

本市と受託者の責任分担は、原則として「芝園小学校及び芝園中学校・中央小学校・新庄北小学校包括管理業務委託 要求水準書」の末尾にある「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

10. 担当窓口について

本事業の募集に係る担当窓口は次のとおりとする。

- ・担当窓口 : 富山市教育委員会事務局学校施設課
(事務担当：庄司)
- ・所在地 : 富山市新桜町6番15号 Toyama Sakuraビル
- ・電話 : 076-443-2132、2133
- ・メール : sisetu-01@city.toyama.lg.jp
- ・FAX : 076-443-2069
- ・ホームページ : <https://www.city.toyama.toyama.jp>